

○岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則

平成19年2月1日
広域連合規則第8号

(趣旨)

第1条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する事項については、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第8号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(勤務時間)

第2条 条例第3条第2項に規定する勤務時間の割振りは、午前8時30分から午後0時まで及び午後1時から午後5時15分までとする。

(特別の形態によって勤務する必要のある職員の週休日及び勤務時間の割振りの基準)

第3条 任命権者は、条例第4条第2項本文の定めるところに従い週休日（条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）及び勤務時間の割振りを定める場合には、勤務日（条例第5条に規定する勤務日をいう。次項、次条及び第11条において同じ。）が引き続き12日を超えないようにし、かつ、1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないようにしなければならない。

2 任命権者は、条例第4条第2項ただし書の定めるところに従い週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、次に掲げる基準に適合するように行わなければならない。

(1) 週休日が毎4週間につき4日以上となるようにすること。

(2) 勤務日が引き続き12日を超えないこと。

(3) 1回の勤務に割り振られる勤務時間が15時間30分を超えないこと。

(週休日の振替等)

第4条 条例第5条の規則で定める期間は、同条の勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする4週間前の日から当該勤務することを命ずる必要がある日を起算日とする8週間後の日までの期間とする。

2 任命権者は、週休日の振替（条例第5条の規定により勤務日を週休日に変更して当該勤務日に割り振られた勤務時間を同条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この項において同じ。）又は4時間の勤務時間の割振り変更（同条の規定により勤務日（4時間の勤務時間のみが割り振られている日を除く。以下この条において同じ。）のうち4時間の勤務時間を当該勤務日に割り振ることをやめて当該4時間の勤務時間を条例第5条の勤務することを命ずる必要がある日に割り振ることをいう。以下この条において同じ。）を行う場合には、週休日の振替又は4時間の勤務時間の割振り変更（第4項において「週休日の振替等」という。）を行った後において、週休日が毎4週間につき4日以上となるようにし、かつ、勤務日等（条例第11条第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）が引き続き24日を超えないようにしなければならない。

- 3 任命権者は、4時間の勤務時間の割振り変更を行う場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について割り振ることをやめて行わなければならない。
- 4 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、所定の週休日振替簿により職員に対して速やかにその旨を通知しなければならない。

(休憩時間)

第5条 条例第6条に規定する休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 条例第6条第2項の規定により休憩時間を一斉に与えないことができる場合は、任命権者が別に定める。

3 休憩時間は、正規の勤務時間以外の時間であって職員が自由に利用できるものとする。

(週休日、勤務時間の割振り等の明示)

第6条 任命権者は、条例第2条第4項の規定により職員の勤務時間について別の定めをし、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第7条 任命権者は、条例第7条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

(時間外勤務を命ずる時間の上限)

第7条の2 任命権者は、条例第7条の規定により正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、次の各号に定める時間の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

(1) 1箇月において時間外勤務を命ずる時間について45時間

(2) 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間

第8条 任命権者は、条例第7条の規定により正規の勤務時間以外の時間において条例第2条第2項に規定する再任用短時間勤務職員及び同条第3項に規定する任期付短時間勤務職員(以下これらを「短時間勤務職員」という。)に勤務することを命じる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の正規の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(時間外勤務代休時間の指定)

第8条の2 条例第11条の2第1項の規則で定める期間は、岡山県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例(平成19年岡山県後期高齢者医療広域連合条例第24号。次項において「給与条例」という。)第17条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第11条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期

間内にある勤務日等（条例第11条の2第1項に規定する勤務日等をいう。以下同じ。）（休日及び代休日（条例第11条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。）を除く。第4項において同じ。）に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第17条第4項の規定の適用を受ける時間（以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。）の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

- (1) 給与条例第17条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数
- (2) 給与条例第17条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数
- (3) 給与条例第17条第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分（年次有給休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次有給休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間）を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第11条の2第1項の規定により1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨を申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第11条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 前6項に規定するもののほか、時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（育児を行う職員の早出遅出勤務の手続等）

第8条の3 職員は、所定の早出遅出勤務請求書により、早出遅出勤務を請求する一の期間（以下「早出遅出勤務期間」という。）について、その初日（以下「早出遅出勤務開始日」という。）及び末日（以下「早出遅出勤務終了日」という。）とする日を明らかにして、あらかじめ条例第8条第1項の規定による請求（以下「早出遅出勤務の請求」という。）を行うものとする。

2 早出遅出勤務の請求があった場合においては、任命権者は、公務の運営の支障の有無について、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の運営に支障が生じる日があることが明らかとなった場合にあっては、任

命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対しその旨を通知しなければならない。

- 3 任命権者は、早出遅出勤務の措置の実施に当たっては、当該早出遅出勤務の始業及び終業の時刻は、午前7時から午後10時までの間に設定するものとする。
- 4 任命権者は、早出遅出勤務の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。
- 5 早出遅出勤務の請求がされた後早出遅出勤務開始日とされた日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。
 - (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
 - (4) 当該請求に係る特別養子縁組の成立前の監護対象者等（条例第8条第1項において子に含まれるものとされる者をいう。以下同じ。）が民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定による請求に係る家事審判事件が終了したこと（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定による措置が解除されたことにより当該特別養子縁組の成立前の監護対象者等でなくなった場合
- 6 早出遅出勤務開始日以後早出遅出勤務終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、早出遅出勤務の請求は、当該事由が生じた日を早出遅出勤務期間の末日とする請求があったものとみなす。
- 7 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第5項各号に掲げる事由が生じた旨を所定の育児又は介護の状況変更届（以下「所定の変更届」という。）により任命権者に届け出なければならない。
- 8 前7項に規定するもののほか、早出遅出勤務の実施に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

（介護を行う職員の早出遅出勤務の手続等）

第8条の4 前条（第5項第3号及び第4号を除く。）の規定は、条例第8条第2項において準用する同条第1項の規定による要介護者を介護する職員の早出遅出勤務に係る手続等について準用する。この場合において、前条第5項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と当該請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

（育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等）

第8条の5 条例第9条第1項の規則で定める者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 深夜において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。
- (2) 負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により請求に係る子を養育することが困難な状態にある者でないこと。

(3) 8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定である者又は産後8週間を経過しない者でないこと。

2 職員は、所定の深夜勤務制限請求書により、深夜勤務の制限を請求する一の期間（6月以内の期間に限る。以下「深夜勤務制限期間」という。）について、その初日（以下「深夜勤務制限開始日」という。）及び末日（以下「深夜勤務制限終了日」という。）とする日を明らかにして、深夜勤務制限開始日の1月前までに条例第9条第1項の規定による請求を行うものとする。

3 条例第9条第1項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、公務の正常な運営を妨げるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。当該通知後において、公務の正常な運営を妨げる日があることが明らかとなった場合にあっては、任命権者は、当該日の前日までに、当該請求をした職員に対し当該日及び時間帯等についてその旨を通知しなければならない。

4 任命権者は、条例第9条第1項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第8条の6 条例第9条第1項の規定による請求がされた後深夜勤務制限開始日とされた日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

(1) 当該請求に係る子が死亡した場合

(2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合

(3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合

(4) 当該請求をした職員の配偶者で当該請求に係る子の親であるものが、深夜において常態として当該子を養育することができるものとして前条第1項に規定する者に該当することとなった場合

2 深夜勤務制限開始日以後深夜勤務制限終了日とされた日の前日までに、前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、条例第9条第1項の規定による請求は、当該事由が生じた日を深夜勤務制限期間の末日とする請求であったものとみなす。

3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を所定の変更届により任命権者に届け出なければならない。

（育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の7 職員は、所定の時間外勤務制限請求書により、時間外勤務の制限を請求する一の期間について、その初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第9条第2項又は第3項の規定による請求を行わなければならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない。

2 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求があった場合においては、任命権者は、同項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。

- 3 任命権者は、条例第9条第2項又は第3項の規定による請求が、当該請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、同項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。
- 4 任命権者は、前項の規定により時間外勤務制限開始日を変更した場合においては、当該時間外勤務制限開始日を当該変更前の時間外勤務制限開始日の前日までに当該請求をした職員に対し通知しなければならない。
- 5 任命権者は、条例第9条第2項又は第3項の請求に係る事由について確認する必要があると認めるときは、当該請求をした職員に対して証明書類の提出を求めることができる。

第8条の8 条例第9条第2項又は第3項の規定による請求がされた後時間外勤務制限開始日の前日までに、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、当該請求はされなかったものとみなす。

- (1) 当該請求に係る子が死亡した場合
 - (2) 当該請求に係る子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった場合
 - (3) 当該請求をした職員が当該請求に係る子と同居しないこととなった場合
- 2 時間外勤務制限開始日から条例第9条第2項又は第3項の規定による請求に係る期間を経過する日の前日までの間に、次の各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合には、同条の規定による請求は、時間外勤務制限開始日から当該事由が生じた日までの期間についての請求であったものとみなす。
- (1) 前項各号に掲げるいずれかの事由が生じた場合
 - (2) 当該請求に係る子が、条例第9条第2項の規定による請求にあつては3歳に、同条第3項の規定による請求にあつては小学校就学の始期に達した場合
- 3 前2項の場合において、職員は遅滞なく、第1項各号に掲げる事由が生じた旨を所定の変更届により任命権者に届け出なければならない。

（介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限の請求手続等）

第8条の9 第8条の5から前条まで（第8条の5第1項、第8条の6第1項第4号、前条第2項第1号及び第2号を除く。）の規定は、条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この項において「要介護者」という。）を介護する職員について準用する。この場合において、第8条の6第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより当該請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者が、離婚、婚姻の取消し、離縁等により当該請求をした職員の親族でなくなった」と、同項第3号中「子」とあるのは「要介護者」と、第8条の7第1項中「ならない。この場合において、条例第9条第2項の規定による請求に係る期間と同条第3項の規定による請求に係る期間とが重複しないようにしなければならない」とあるのは「ならない」と、前条第2項中「次の各号」とあるのは「前項各号」と読み替えるものとする。

(代休日の指定)

第9条 条例第11条第1項の規定による代休日の指定は、勤務することを命じた休日を起算日とする8週間後の日までの期間内にあり、かつ、当該休日に割り振られた勤務時間と同一の時間数の勤務時間が割り振られた勤務日等（条例第11条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。）について行わなければならない。

2 任命権者は、職員があらかじめ代休日の指定を希望しない旨を申し出た場合には、代休日を指定しないものとする。

3 前2項に規定するもののほか、代休日の指定の手續に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

(年次有給休暇の日数)

第10条 条例第13条第1項第1号の規則で定める日数は、20日に短時間勤務職員の1週間の勤務日の日数を5日で除して得た数を乗じて得た日数（1週間ごとの勤務日の日数又は勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない職員にあっては、155時間に条例第2条第2項の規定により定められた短時間勤務職員の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た時間数を、その者の勤務日の1日当たりの平均勤務時間数を1日として日に換算して得た日数（1日未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た日数））とする。ただし、その日数が労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条の規定により付与すべきものとされている日数を下回る場合には、同条の規定により付与すべきものとされている日数とする。

第11条 条例第13条第1項第2号の規則で定める日数は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。

(1) 当該年の中途において、新たに職員となったもの（次号に掲げる職員を除く。）その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の日数の欄に掲げる日数（短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。以下この条において「基本日数」という。）

(2) 当該年において特別職職員等（条例第13条第1項第3号に規定する特別職職員等をいう。以下この条において同じ。）となった者で、引き続き新たに職員となったもの 特別職職員等となった日において新たに職員となったものとみなした場合におけるその者の在職期間に応じた別表第1の日数の欄に掲げる日数から、新たに職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数（この号に掲げる職員が再任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数）

2 条例第13条第1項第3号の規則で定めるものは、次に掲げる法人とする。

(1) 国家公務員退職手当法施行令（昭和28年政令第215号）第9条の2各号に掲げる法人

(2) 前号に掲げる法人のほか、広域連合長がこれらに準じる法人であると認めるもの

3 条例第13条第1項第3号の規則で定める職員は、当該年の前年において職員であった者であって引き続き当該年に特別職職員等になり、引き続き再び職員となったものとする。

4 条例第13条第1項第3号の規則で定める日数は、20日に当該年の前年における年次有給休暇(年次有給休暇に相当する休暇を含む。以下この項及び次項において同じ。)の残日数(当該日数が20日を超える場合にあっては、20日)を加えて得た日数から、職員となった日の前日までの間に使用した年次有給休暇の日数を減じて得た日数(同号に掲げる職員が再任用職員である場合にあっては、その者の勤務時間等を考慮し広域連合長が別に定める日数。当該日数が基本日数に満たない場合にあっては、基本日数)とする。

5 第1項第2号に掲げる職員及び前項の規定の適用を受ける職員のうち、その者の使用した年次有給休暇の日数が明らかでないものの年次有給休暇の日数については、これらの規定にかかわらず、広域連合長が別に定める日数とする。

6 任命権者は、前各項及び次条の規定により難い事情があると認めるときは、あらかじめ広域連合長の承認を得て、別に定めることができる。

第12条 前2条の規定にかかわらず、労働基準法第39条第1項又は第2項に規定する継続勤務年数の計算に当たり再任用職員の当該採用後の勤務が退職以前の勤務と継続するものとされる者の当該採用された年における年次有給休暇の日数は、当該採用後の勤務と退職以前の勤務とが継続するものとみなした場合における日数とする。

(年次有給休暇の繰越し)

第13条 条例第13条第2項の規則で定める日数は、一の年における年次有給休暇の20日を超えない範囲内の残日数(1日未満の端数があるときは、広域連合長が別に定める基準による。次項において同じ。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第13条第1項第1号及び第2号に掲げる職員については、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日数を超えない範囲内の残日数とする。

(1) 条例第13条第1項第1号に掲げる職員 別表第2に掲げる勤務年数(1月1日現在の年数とし、1年未満の期間は切り捨てる。)に応じた日数

(2) 条例第13条第1項第2号に掲げる職員 10日

3 前2項の規定により繰り越した年次有給休暇がある場合においては、当該繰り越した年次有給休暇から先に受けるものとする。

(年次有給休暇の単位)

第14条 年次有給休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。ただし、条例第8条第1項の規定により早出遅出勤務を命ぜられた職員にあっては、1日又は1時間とする。

2 半日を単位とする年次休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間15分の範囲内とする。

3 1時間を単位とする年次休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、短時間勤務職員にあっては、その者の勤務日の1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

(病気休暇)

第14条の2 病気休暇は、次の各号に掲げる基準に従い、任命権者が承認を与えた場合とする。

(1) 公務による負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項に規定する通勤をいう。）による負傷若しくは疾病の場合 医師の証明等に基づき、最小限度必要と認める日又は時間

(2) 私事による負傷又は疾病（予防注射又は予防接種による著しい発熱等の場合を含む。）の場合 医師の証明等に基づき、引続き90日を超えない範囲内で最小限度必要と認める日又は時間

(特別休暇)

第15条 条例第15条の規則で定める場合は、別表第3各号に掲げる場合とし、その期間は、それぞれ当該各号に定める期間とする。

2 別表第3の特別休暇の期間の欄中、特に定めるものを除くほか、時間数、日数、週数、月数及び年数中には、休憩時間、週休日、休日及び代休日を含むものとする。

3 別表第3第10号、第15号、第17号、第18号、第20号及び第21号に規定する休暇（以下「特定休暇」という。）の単位は、1日又は1時間とする。ただし、特定休暇の残日数のすべてを使用しようとする場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数のすべてを使用することができる。

4 1時間を単位とする特定休暇を日に換算する場合は、7時間45分をもって1日とする。ただし、短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの勤務時間をもって1日とする。

(介護休暇)

第16条 条例第16条第1項の規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 祖父母及び兄弟姉妹で職員と同居しているもの

(2) 職員又は配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。別表第3において同じ。）との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者で広域連合長が定めるもの

2 条例第16条第1項の規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 介護休暇の単位は、1日、半日又は1時間とする。

4 半日又は1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間15分の範囲内とする。

(病気休暇及び特別休暇の承認)

第17条 条例第17条の規則で定めるものは、別表第3第8号、第9号及び第16号に規定する休暇とする。

2 任命権者は、病気休暇及び特別休暇（前項に規定するものを除く。第19条第1項に

において同じ。)の請求について、条例第14条に定める場合又は別表第3各号に掲げる事由に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があり、他の時期においても当該休暇の目的を達成することができると認められる場合は、この限りでない。

(介護休暇の承認)

第18条 任命権者は、介護休暇の請求について、条例第16条第1項に定める場合に該当すると認めるときは、これを承認しなければならない。ただし、当該請求に係る期間のうち公務の運営に支障がある日又は時間については、この限りでない。

(年次有給休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇の請求等)

第19条 年次有給休暇を取得し、又は病気休暇、特別休暇若しくは介護休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ所定の休暇等申請書に記入して任命権者に請求しなければならない。ただし、病気、災害その他やむを得ない事由によりあらかじめ請求できなかった場合には、その事由を付して事後において年次有給休暇にあつては届出をし、病気休暇及び特別休暇にあつては承認を求めることができる。

2 前項に規定する介護休暇の承認を受けようとする職員は、当該休暇を受けようとする期間の始まる日の前日から起算して1週間前の日までに、休暇等申請書に所定の介護休暇に関する届出書を添えて請求しなければならない。この場合において条例第16条第2項に規定する介護を必要とする一の継続する状態について初めて介護休暇を受けようとするときは、2週間以上の期間について一括して申請するものとする。

3 別表第3第8号、第9号及び第16号に規定する休暇の請求は、あらかじめ休暇等申請書に記入して任命権者に対し行わなければならない。ただし、出産したときは、その旨を速やかに任命権者に届け出るものとする。

(休暇の承認の決定等)

第20条 前条の規定による請求があつた場合においては、任命権者は、年次有給休暇に係るものにあつてはその請求に係る時季を変更するかどうか、病気休暇、特別休暇及び介護休暇に係るものにあつてはこれを承認するかどうかを速やかに決定するものとする。

2 任命権者は、病気休暇、特別休暇又は介護休暇について、その事由を確認する必要があると認めるときは、証明書類の提出を求めることができる。

(週休日振替簿等の整理保管)

第21条 週休日振替簿及び休暇等申請書等は、所属課長が整理保管の任に当たるものとする。

2 週休日振替簿及び休暇等申請書等は、当該年次終了後速やかに人事担当課長に引き継ぐものとする。

(報告)

第22条 広域連合長は、必要があると認めるときは、任命権者に対し、勤務時間、休日及び休暇に関する事務の実施状況について報告を求めることができる。

(補則)

第23条 この規則に規定するもののほか、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年3月31日広域連合規則第2号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年5月21日から施行する。

附 則（平成22年3月29日広域連合規則第1号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月30日広域連合規則第7号）

この規則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成23年8月1日広域連合規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月30日広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月27日広域連合規則第6号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成29年5月31日広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月29日広域連合規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月5日広域連合規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月1日から適用する。

別表第1（第11条関係）

在職期間	日数
1か月に達するまでの期間	2日
1か月を超え2か月に達するまでの期間	3日
2か月を超え3か月に達するまでの期間	5日
3か月を超え4か月に達するまでの期間	7日
4か月を超え5か月に達するまでの期間	8日
5か月を超え6か月に達するまでの期間	10日
6か月を超え7か月に達するまでの期間	12日
7か月を超え8か月に達するまでの期間	13日
8か月を超え9か月に達するまでの期間	15日
9か月を超え10か月に達するまでの期間	17日
10か月を超え11か月に達するまでの期間	18日
11か月を超え1年未満の期間	20日

別表第 2（第 13 条関係）

勤務年数	日数
1 年	1 1 日
2 年	1 2 日
3 年	1 4 日
4 年	1 6 日
5 年	1 8 日
6 年以上	2 0 日

別表第 3（第 15 条関係）

特別休暇を受けることができる事由	特別休暇の期間
(1) 職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(2) 職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(3) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）により交通遮断又は隔離され、出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間
(4) 地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認められるとき。 ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。 イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。	必要と認める期間
(5) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認める期間

(6) 忌引	付表に定める期間内において必要と認める日又は時間
(7) 職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	連続する5日（週休日、休日及び代休日を除く。）以内で必要と認める期間
(8) 女子職員が出産する場合	出産予定日前8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）及び出産した日の翌日から8週間。
(9) 妊娠中の女子職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週（第6月末）までは4週間に1回、妊娠満24週（第7月末）から満35週（第9月末）までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、出産の日後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれについてもその指示された回数）とし、その都度必要と認められる時間
(10) 職員の妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）が出産する場合で、職員が妻の出産に伴い必要と認められる入院の付添い等のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	出産予定日の前日から出産の日以後2週間を経過する日までの期間内において2日
(11) 生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の生理の場合	2日を超えない範囲内においてその都度必要と認める期間
(12) 職員が次に掲げる子を育てる場合 ア 生後満1歳に達しない子 イ 満1歳から満3歳に達するまでの子	ア 1日につき2回以内かつ1回につき60分を超えない範囲内でその都度必要と認める時間 イ 1日につき2回以内かつ1回につき30分を超えない範囲内でその都度必要と認める時間
(13) 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年の6月から10月までの期間内における週休日、条例第11条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等、休日

	及び代休日を除いて6日（短時間勤務職員にあっては、3日に、当該年におけるその者の年次有給休暇の日数（条例第13条第2項の規定により繰り越されたものを除く。以下「年次有給休暇日数」という。）を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。週休日、休日及び代休日を除く。）の範囲内の期間
(14) 職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき。	必要と認める期間
(15) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで、社会に貢献する活動を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき。	1年において5日（短時間勤務職員にあっては、5日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数）とする。）の範囲内の期間
(16) 妊娠中の女子職員が請求した場合において、当該職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内で必要と認められる時間
(17) 中学校第3学年修了前までの子（配偶者の子を含む。）を養育する職員が、その子の看護（負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日（短時間勤務職員にあっては、5日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数））、中学校第3学年修了前までの子2人以上を養育する職員にあっては、10日とする。）の範囲内の期間

(18) 条例第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）を介護する職員が、当該介護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合	1年において5日（要介護者2人以上を介護する職員にあつては、10日とする。）の範囲内の期間
(19) 父母、配偶者及び子の法要等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日を超えない範囲内で必要と認める日又は時間
(20) 職員が不妊症又は不育症のための治療を必要とする場合	1年において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、10日）（短時間勤務職員にあつては、5日又は10日に、年次有給休暇日数を20日で除して得た数を乗じて得た日数（1日未満の端数があるときは、これを切り上げて得た日数））の範囲内の期間
(21) 職員の妻が出産する場合で、当該出産に係る子又は小学校就学前の子（妻の子を含む。）を育てる場合	出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前から出産日後の8週間を経過する日までの期間に5日の範囲内で必要と認める期間
(22) 前各号に掲げる場合のほか、広域連合長が特別休暇とすることを相当と認める場合	必要と認める期間

備考

8号関係

出産には、妊娠満12週以後の早産を含み、生産、死産を問わない。

12号関係

育児時間は、休憩時間外に与えるものとする。この号において子とは、民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者を含む。

男性職員への適用については、次の規定による。

ア この号の規定による特別休暇の承認を受けようとする時間において配偶者が当該生児を養育することができる者を除く。

イ 配偶者が利用している育児時間（当該配偶者が労働基準法第67条の規定の適用を受ける者にあつては同条の規定により利用している育児時間を、同条の

規定の適用を受けない者にあつては当該育児時間に相当する時間をいう。)を次の各号に掲げる子の区分に応じ当該各号に定める時間から減じた時間を限度とする。

- (1) 生後満1歳に達しない子 120分
- (2) 満1歳から満2歳に達するまでの子 60分

15号関係

社会に貢献する活動とは次の活動をいう。

- ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動
- イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であつて広域連合長が定めるものにおける活動
- ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動

17号関係

この号において子には、「備考12号関係」に掲げるものを含む。

18号関係

要介護者の介護とは、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続の代行その他必要な世話を含むものとする。

19号関係

父母の法要等は、神道にあつては年祭、仏教にあつては回忌等に祭事、法事等を行う日を指すものとする。

別表第3の付表

忌引日数表

死亡した者		忌引日数
配偶者		10日
血 族	1親等の直系尊属(父母)	10日
	同卑属(子)	7日
	2親等の直系尊属(祖父母)	3日
	同卑属(孫)	3日
	2親等の傍系者(兄弟姉妹)	3日
	3親等の傍系尊属(伯叔父母)	2日
姻 族	1親等の直系尊属	5日
	同卑属	2日

	2親等の直系尊属	2日
	2親等の傍系者	2日
	3親等の傍系尊属	2日

備考

- 1 父母は、養父母を含み、子は、養子民法第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって当該職員が現に監護するもの、児童福祉法第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者その他これらに準ずる者を含む。
- 2 職員と生計を一にする姻族は血族に準ずる。
- 3 代襲相続の場合において祭具等を承継する者は、1親等の直系血族（父母及び子）に準ずる。
- 4 葬儀のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合は、その往復に要した日数の加算を認めることができる。
- 5 忌引は、職員の申請に基づき任命権者が承認した日から始まるものとする。ただし、忌引の期間中には、葬祭の日が含まれるように申請しなければならない。